

仁淀川町														
(金抜)														

令和8年度 林道災害復旧事業

林道道芝大見槍線（台風6号災害(6.2-6.3）・1号箇所）（8年発生）災害復旧工事 実施設計書

高知県 吾川郡仁淀川町 別枝

林道種別 自動車道第2種2級

幅員 4.0 m

作業区分 請負

施行主体 仁淀川町

完成期限 令和9年3月31日

金抜設計書

設計変更により請負金額を変更する必要がある場合は、
「請負更正金額等の算出方法について（通知）」により、変更
の協議を行うものとする。

令和 8年10月 1日

積算単価適用

工事概要			起工又は変更理由
復旧延長	L=18.50m	幅員 W=4.00m	
切土工	V=193m ³		
盛土工	V=186m ³		
重力式コンクリート擁壁工	V=162.6m ³		
現場打側溝	L=5.5m		
コンクリート舗装工	A=64.2m ²		
図面番号	FROM	TO	
整理番号	-	-	

特 記 仕 様 書

第1条 土木工事共通仕様書の適用

1 本工事の施工にあたっては、「高知県建設工事共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

但し、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改訂された最新のものとする。なお、工事途中で改訂された場合は、この限りではない。

第2条 環境物品等の調達の推進（グリーン購入法）

1 本工事において「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）及び「高知県グリーン購入基本原則・基本方針及び実施計画」に基づき重点調達品目について積極的な利用をすること。なお、重点調達品目の中で木材・木製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものを使用することとする。

第3条 県内産資材の優先使用

1 本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。

なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督員の確認を受けること。また、検査時に県外産資材を使用した理由を検査職員に説明すること。

注1：県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。

ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたもの、③木製型枠は、高知県内の森林から生産された木材で製造されたものとする。

注2：県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

第4条 木製型枠の使用

1 木製型枠とは、杉、檜の間伐材等を板材に加工したものと栈木を組み合わせて作成した型枠（以下「木製型枠」という。）をいう。また、一般型枠とは、鋼材または、合板で作成した型枠（以下「一般型枠」という。）をいう。

2 設計図書等に「木製型枠」と明示している構造物は、木製型枠を標準的に使用すること。ただし、止め型枠・パチ部への一般型枠の使用は可能とする。

3 高知県内産材を用いて木製型枠を製造する事業所は、高知県ホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/>）林業振興・環境部木材産業振興課のページに

掲載しているので参考にすること。

なお、県外産材で製作した木製型枠を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打ち合わせ事項に記載し監督職員の確認を受けること。

4 木製型枠は、型枠の現場搬入時から型枠組立、型枠脱型までの施工期間中に現場で木製型枠であることの確認を受けなければならない。確認の方法については、県産材で製作した型枠及び県産材材料には製造者が証明（スタンプ等）を行っているため、その箇所を工事監督職員に提示することで確認とする。

5 木製型枠を使用できない事由があり、一般型枠を使用する場合も、その使用理由を施工計画書の打ち合わせ事項に記載すること。ただし、その場合は一般型枠への設計変更を行う。

6 受注者は、発注者が行う木製型枠に関する調査に協力しなければならない。

第5条 木材等を使用した公共土木施設の実績調査

1 本工事の受注者は、木材の利用の有無を問わず「木材等を使用した公共土木施設の実績調査表」を作成し提出しなければならない。

なお、調査表の作成要領、提出は以下のとおりとする。

2 調査表の作成要領、提出について

（1）調査様式（木材・木製型枠・木製看板を利用した公共土木工事実績調査表）、を高知県ホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/>）林業振興・環境部木材産業振興課のページから、ダウンロードする。

（2）記載要領を参考に必要事項を調査様式に記入し、電子納品物に格納し提出する。なお、紙納品の場合は、工事管理資料とは別にCD-R等に納めて工事完成後7日以内に監督職員へ提出すること。

第6条 工事現場における県内産木材の木製品使用

1 受注者は、工事請負金額（消費税含む）が250万円以上の場合、「高知県産材利用推進方針」の行動計画に基づき、仮設備や保安施設等の工事に用仮設に関する資材は以下の通り、木製品を使用しなければならない。

ただし、これらに関する経費は諸経費に含むものとする。

（1）ア～オの資材のうち、いずれかに必ず木製品を使用すること。

ア 掲示板（現場組織表、緊急連絡先など公衆に知らせるため設置するもの）

イ 工事看板（1ヶ所以上）

ウ バリケード（1品以上）

エ 木製クッションドラム（1品以上）

オ 交通安全管理等の標示板

特 記 仕 様 書

ただし、供用中の道路に係る工事の施工に用いる交通安全管理用標示板の様式仕様等（形態、寸法、色彩ほか）は、「道路工事の安全施設設置要領（案）」

（平成8年3月）に準拠すること。

- （2）上記1の資材を必要としない工事、委託業務については、その旨を施工計画書に記載し監督職員の確認を得ること。

その場合は、上記1以外の仮設備、保安施設等の工事に用仮設資材で木製品をできるだけ1品以上使用すること

例：現場事務所の棚、机、靴箱、ベンチ等

注1：木製品とは、県内産木材で作成した製品または県内産木材の板材を受注者が加工したものとする。

注2：別工事で購入（加工）した木製品の使用も可とする。

注3：使用する木製品については、施工計画打ち合わせ時に監督職員に報告すること。

注4：県内産木材使用（納入）証明書は必要としないが、木製品の写真を工事写真に納めること。

第7条 個人情報の保護

- 1 受注者は、この契約による工事を施工するために個人情報を取扱う場合は、個人情報等取扱特記事項を遵守しなければならない。

参考）個人情報保護制度に関するアドレス：

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/joko-kojin-index.html>

第8条 ダンプトラック等による過積載の防止

- 1 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2 さし枠装着車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 3 過積載車両、さし枠装着車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- 4 取引関係のあるダンプトラック事業者が過積載を行い、またさし枠装着車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 5 建設発土生の処理及び資材の購入等にあって、下請け業者及び資材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 6 以上のことにつき受注者は、下請け業者を十分に指導すること。

第9条 軽油単価の適正な運用

- 1 本工事において、受注者もしくは受注者の下請業者等が使用する建設機械の動力源に使用する軽油において、軽油引取税の課税対象の免許証の交付及び承認がある場合は、すみやかに発注者に報告しなければならない。また、その場合、該当する

建設機械に使用する軽油単価は免税後の単価に変更するものとする。

第10条 不正軽油の使用禁止

- 1 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。

注：不正軽油とは、地方税法第144条の32の規定による県知事の承認を受けな

いで製造又は譲渡された次のものをいう。

- ① 軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの
- ② 軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造されたもの
- ③ 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素（重油、灯油等）

- 2 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。

第11条 工事実績データ作成、登録

- 1 高知県建設工事共通仕様書共通編1-1-1-5に基づき、受注者は工事請負金額500万円以上（単価契約の場合は登録不要）の全ての工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に受注・変更（工期、請負代金額、技術者）・完成・訂正時の工事実績データを登録しなければならない。

第12条 公共事業労務費調査に対する協力

- 1 本工事が高知県の実施する公共事業労務費調査の対象工事になった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し高知県に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 2 調査票等を提出した事業所を高知県が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 3 公共事業労務費調査の対象工事になった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就労規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。
- 4 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

第13条 施工形態動向調査等に対する協力

- 1 本工事が高知県の実施する施工形態動向調査等の対象工事となった場合は、受注者

特 記 仕 様 書

は、調査票等に必要事項を正確に記入し高知県に提出する等、必要な協力を行わなければならない。なお、調査費用は設計変更により計上することとする。

第 1 4 条 再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出並びに建設発生土の搬出に係る事前確認及び受領書について

- 1 受注者は、建設資材の利用量の大小に関わらず工事請負代金額が 1 0 0 万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が500m3以上の場合、再生資源利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式 1）を建設副産物情報交換システム（以下「コブリス・プラス」という。）により作成し、提出しなければならない。
- 2 受注者は、建設副産物の搬入量・搬出量の大小に関わらず工事請負代金額が 1 0 0 万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が500m3以上の場合、再生資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式 2）をコブリス・プラスにより作成し、提出しなければならない。
- 3 受注者は、500m3以上の建設発生土を搬出する建設工事において再生資源利用促進計画を作成しようとするときは、あらかじめ工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更についての土壤汚染対策法等の手続きの確認並びに搬出先が宅地造成及び特定盛土等規制法及び土砂条例の許可地等であるかなどの確認を行い、その確認結果を記載した書面を作成し再生資源利用促進計画の添付資料とする。
- 4 受注者は、再生資源利用（促進）計画書の内容を発注者に説明しなければならない。また、再生資源利用（促進）計画書（現場掲示用様式）を公衆が見やすい場所に掲げること。
- 5 受注者は、500m3以上の建設発生土を搬出する建設工事において建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者に対し、受領書の交付を求め、記載された搬出先の名称及び所在地が計画と一致することを確認する。なお、発注者から請求があった場合は速やかに受領書を提示すること。
- 6 受注者は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者に対し受領書を交付する。
- 7 受注者は、再生資源利用（促進）計画書、実施書及び受領書を工事完了日から 5 年を経過する日まで保存すること。

（参考）コブリス・プラスについては、建設副産物情報センターのホームページ（<https://fkplus.jacic.or.jp/>）より、利用申請等を行うことができる。

第 1 5 条 産業廃棄物管理票等の提出

- 1 受注者は、本工事に伴い発生する産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）に

ついて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）を遵守し工期内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分、又は再生）を終了しなければならない。また、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに発注者にその E 票の確認を受けなければならない。

ただし、廃掃法を遵守したうえで、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとするが、最終処分終了後すみやかに発注者にその旨を報告しなければならない。この場合、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに発注者にその B 2 票の確認を受けなければならない。また、最終処分終了後すみやかに E 票の確認を受けなければならない。なお、廃掃法に定める電子情報処理組織を使用する場合は、監督職員と別途協議するものとする。

第 1 6 条 建設副産物対策（建設副産物処理の数量確認）

本工事において、現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から建設副産物を搬出する場合、受注者は、搬出時等に以下のいずれかの作業を行い撮影したデジタル写真（電子データ）等を設計数量の確認資料として、監督職員に提出等をするものとする。

（作業内容）

（1）建設副産物の処理数量を重さ（「t」）の単位とする場合

- ①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（各積載重量別車両毎に1工程以上（以下「代表写真」という。））
- ②受注者は、①の全車両について処理施設に設置されているトラックスケールにて、重さを測定し、レシート等の記録を保管する。
- ③受注者は、監督職員に①の電子データを提出し、②の記録を提示する。

（2）建設副産物の処理数量を体積（「m3」）の単位とする場合次の 1）から 3）のうち、いずれかの方法により確定する。

- 1）コンクリート殻、アスファルト殻及び土砂など地山の状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができるものは、地山測定による設計数量の確定をする。

受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）

特 記 仕 様 書

から搬出する時、工事黑板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黑板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。

（代表写真）

- 2）前記「（１）建設副産物の処理数量を重さ（「t」）により確認する場合」により重さを測定し、換算係数を用いて体積を算出して設計数量を確定する。

・コンクリート塊（鉄筋）2.5（t/m3） ・コンクリート塊（無筋）2.35（t/m3）
 ・アスファルト塊2.35（t/m3） ・掘削土（土砂）1.8（t/m3）
 ・掘削土（軟岩）2.2（t/m3） ・掘削土（硬岩）2.5（t/m3）

- 3）地山状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができずに、掘削や取壊しなどを行った場合は、現場外への搬出の際に以下により確認する。

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黑板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。

（全車写真）

②受注者は、①の工事黑板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）

④受注者は、監督職員に②③の電子データを提出する。

- （3）受注者と処理施設との間の処理数量を「台数」による契約とする場合

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黑板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。

（全車写真）

②受注者は、①の工事黑板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）

- （4）建設副産物（建設発生木材（伐採木を含む））を木材市場等に搬出する場合

①受注者は、木材を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出

する時に、工事黑板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。

（木材市場等まで運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。ただし、伐採木の売却を目的とした伐採木の枝打ち、玉切り等の加工、選別をしたものは、マニフェスト交付番号の記載は必要ない。）

②受注者は、①の工事黑板と併せ、積荷の体積が確認できるよう運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）

③受注者は、監督職員に②の電子データを提出し、木材市場等の受入伝票等を提示する。

第17条 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

- 1 工事の施工について、監督職員の立会を要する工種は施工計画打合せにより定めるものとする。

第18条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の1から4の全てを実施することとする。

1 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」という。）については、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)2撮影基準に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<https://www.jcomsia.org/kokuban>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、使用機器を限定するものではない。

2 デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

特 記 仕 様 書

受注者は、前項 1 の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理) 2 撮影基準による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理) 及び高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.2.2版(工事編)の表 2-1電子納品に関連する要領・基準に定めるデジタル写真管理情報基準に準ずるが、前項 2 に示す小黒板情報の電子的記入については、高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.2.2版(工事編)の5-3. デジタル写真の編集で規定されている写真編集には該当しない。

4 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、前項 2 に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黒板情報電子化写真」という。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。

なお納品時に、受注者はURL(<https://www.jcomsia.org/kokuban>) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

第 19 条 施工管理

- 品質管理は「高知県工事技術管理要綱 品質管理基準」により実施し、その他の試験区分に係る試験項目は下記の項目とし、これら以外についても必要に応じて試験を行うものとする。

第 20 条 排出ガス対策型建設機械

- 本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機発第249号 最終改正平成22年3月18日付け国総施第291号)」、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(国土交通省告示第348号、平成18年3月17日)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」に基づき、技術基準に適合するものとして届

出された特定特殊自動車を、本工事において使用する場合はこの限りではない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明等により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。また、請負金額(税込み)が5千万円以下の工事については、未対策型建設機械を所有しており、新たな出費を強いられる等の理由がある場合は、施工計画打ち合わせ時に監督職員と協議し、止むを得ないと判断された場合は、未対策型建設機械を使用することができるものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、電子納品の際に施工状況写真に格納すること。

機 種

- ・バックホウ
- ・トラクタショベル(車輪式)
- ・ブルドーザ
- ・発動発電機(可搬式)
- ・空気圧縮機(可搬式)
- ・油圧ユニット(次に示す基礎工工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)
- ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
- ・ホイールクレーン(ラフテレーンクレーンを含む)

※対象はディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。

第 21 条 交通誘導警備員の配置

- 交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等他職種の者を従事させてはならない。

特 記 仕 様 書

ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでない。

- 2 交通誘導警備員Aが必要な交通誘導警備業務については、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1人以上配置することとする。

なお、配置する警備員の検定合格証の写しを事前に監督職員に提出し、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同資料を提出することとする。

- 3 交通誘導警備員Aが必要でない交通誘導警備業務については、警備業者の警備員であれば、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員である必要はない。

また、警備業者の警備員の配置が困難な場合は、別に定める手続きにより、警備業者の警備員によらず建設作業員等の他職種の者を交通誘導員として従事させることができることとする。なおその際、受注者は、交通誘導に関する安全教育を建設作業員等に行なったうえ、交通誘導員として専任させること。

- 4 交通誘導警備員の人手不足により、施工箇所周辺の警備業者からの配置が困難であり、やむなく現場までの通勤が長時間となる場合において、その費用の設計計上を希望する場合は、建設工事請負契約書第18条（契約変更）に基づき、「移動距離及び移動時間が確認できる資料」及び契約予定の警備業者より施工箇所に近い、全ての警備業者（営業所等含む）の「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を付して確認請求を行うこと。

ただし、対象となる警備業者の「交通誘導警備員の配置に関する確認書」が提出できない場合は、設計変更の対象としないものとする。

- 5 交通誘導警備員の高齢化、就業者不足等により、交通誘導警備員の確保が困難な場合において、交通誘導警備員の代替えとして映像解析AⅠ等による交通誘導システム（以下、交通誘導システム等）の使用を可能とする。

交通誘導システムの使用を希望する場合は、建設工事請負契約書第18条（契約変更）に基づき、複数社から徴収した「交通誘導警備員の配置に関する確認書」及び交通誘導システム等の見積書を付して協議を行うこと。

第22条 設計図書の変更

- 1 設計変更等については、建設工事請負契約書第18条から第20条及び第22条から第25条並びに高知県建設工事共通仕様書共通編1-1-1-14から1-1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「建設工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和2年4月

（高知県土木部））」によることとする。

第23条 法定外の労災保険の付保

- 1 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

施 工 条 件 明 示 書

工事番号 林道災

第22-1号

明示事項（説明書）

【工程関係】

1. 他の工事による施工時期及び全体工期等への影響・・・・・・・・無

2. 施工時期、施工時間及び施工方法の制限・・・・・・・・無

3. 当該工事の関係機関との協議の未成立事項・・・・・・・・無

4. 他官庁等の特定条件による影響・・・・・・・・無

5. その他・・・・・・・・無

【用地関係】

1. 工事用地等の未処理部分・・・・・・・・無

施 工 条 件 明 示 書

工事番号 林道災

第22-1号

明示事項（説明書）

2. 仮設ヤード等に官有地及び発注者借り上げ地の使用・・・・・・・・無

【安全対策関係】

1. 交通安全施設等の指定・・・・・・・・無

2. 近接する公共施設・・・・・・・・鉄道・ガス・電気・電話・水道・・・・・・・・無

3. 防護施設の必要・・・・・・・・落石・土砂崩落・・・・・・・・無

4. 発破作業等の保安設備及び保安要員の配置の指定・・・・・・・・無

5. 発破作業等の制限・・・・・・・・無

【工事用道路関係】

施 工 条 件 明 示 書

工事番号 林道災

第22-1号

明示事項（説明書）

1. 一般道路を搬入路として使用する場合

(1) 経路、期限の制限・・・・・・・・無

(2) 使用中及び使用後の処置・・・・・・・・無

2. 仮設路を設置する場合

(1) 安全施設等の設置の必要・・・・・・・・無

(2) 工事終了後の措置・・・・・・・・撤去

(3) 維持及び補修の必要・・・・・・・・無

3. 一般道路の占用の必要・・・・・・・・無

施 工 条 件 明 示 書

工事番号 林道災

第22-1号

明示事項（説明書）

【仮設備関係】

1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を次年度に使用又は転用、兼用の予定・・・・・・・・無
2. 仮設備の構造、施工方法の指定・・・・・・・・無
3. 仮設備の設計条件・・・・・・・・無

【建設副産物関係】

1. 建設発生土の搬出・・・・・・・・無
2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要・・・・・・・・無
3. 産業廃棄物の処理条件（*処理を委託する場合は、委託契約条件締結のうえマニフェストを使用のこと）
 - （1）処理場所 吾川郡仁淀川町長者
 - 処理方法（指定） 再生処理
 - 処理場の受入条件

施 工 条 件 明 示 書

工事番号 林道災

第22-1号

明示事項（説明書）

※上記については、「処理方法」は指定とするが、「処理場所」は、積算上の
条件明示であり指定事項ではない。

【公害対策関係】

1. 公害防止（騒音・振動・粉じん等）のため、施工方法、機械施設・作動時間等の制限・・・・・・・・無
2. 第三者に被害を及ぼすことの懸念・・・・・・・・無

【工事支障物件関係】

1. 地上、地下等の支障物件・・・・・・・・無
2. 地上、地下等の占用物件工事と重複施工・・・・・・・・無

【排水工（濁水処理を含む）関係】

1. 濁水、湧水等の処理対策の指定・・・・・・・・無

施 工 条 件 明 示 書

工事番号 林道災

第22-1号

明示事項（説明書）

【現場環境改善関係】

1. 現場環境改善費・・・・・・・・無

【その他】

1. 工事用資機材等の保管指定・・・・・・・・無

2. 工事現場発生品の処理指定・・・・・・・・無

3. 支給資材及び貸与品・・・・・・・・無

4. 工事用電力等の指定・・・・・・・・無

5. 電気・通信回線等の契約手続き（仮設設備除く）・・・・・・・・無

施 工 条 件 明 示 書

工事番号 林道災

第22-1号

明示事項（説明書）

6. 交通誘導警備員の配置・・・・・・・・無

7. その他・・・・・・・・無

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費					
林道					
林道施設災害復旧					
土工					
切盛計画(1)					
切土					
	m3	193			
逸散土					明細表 第1号
	m3	10			
同測点内流用盛土					明細表 第2号
	m3	183			
盛土					
	m3	186			
採取盛土(採取場所1)					明細表 第3号
	m3	22			

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
盛土(路床)	m3	55			明細表 第4号
盛土(路体)	m3	3			明細表 第5号
埋戻し	m3	128			明細表 第6号
掘削工					
床掘り	式	1			明細表 第7号
法面整形工					
法面整形(切土部)	式	1			明細表 第8号
擁壁工					
重力式コンクリート擁壁工					
コンクリート	式	1			明細表 第9号

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
排水構造物工					
U型側溝工					
現場打側溝	式	1			明細表 第10号
舗装工					
コンクリート舗装工(路面工)					
コンクリート路面	式	1			明細表 第11号
防護柵工					
ガードレール					
ガードレール	式	1			明細表 第12号
構造物撤去工					

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
構造物取壊し工					
コンクリート構造物取壊し	式	1			明細表 第13号
舗装版取壊し	式	1			明細表 第14号
運搬処理工					
殻運搬処理	式	1			明細表 第15号
支障木処理					
支障木処理					
伐倒処理費					
運搬処理	式	1			明細表 第16号
直接工事費計					

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
共通仮設費率分	式	1			
共通仮設費計					
純工事費					
現場管理費	式	1			
現場管理費					
工事原価					
一般管理費等	式	1			
工事価格					
消費税等相当額					
請負工事費					

[illegible]

明細表 第 4号
盛土(路床)

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
(BS1)					
フルト [®] -サ [®] 敷均し締固め 11t級 , 路床:D=0.2m , 普通 , 排出ガス対策型	m3	39			単価表 第 6 号
(BS3)					
人力盛土(埋戻し) 礫質土	m3	16			単価表 第 7 号
振動ロー [®] 締固め 搭乗式・コンパ [®] イント [®] 式(3~4t) , 路床	m3	16			単価表 第 8 号
55.0 m3 当り					

明細表 第 6号
埋戻し

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
(BU)					
埋戻し(ハックホ)					
制限なし:0.60m ³ ,10000m ³ 未満,排出ガス対策型(第3次)	m ³	12			単価表 第 10 号
(BU1)					
埋戻し工B					
排出ガス対策型(第2次)	m ³	112			単価表 第 11 号
(BU2)					
埋戻し工C					
排出ガス対策型(第2次)	m ³	6			単価表 第 13 号
(BU3)					
埋戻し工D					
排出ガス対策型(第2次)	m ³	1			単価表 第 14 号
128.0 m ³ 当り					

明細表 第 9号
コンクリート

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
コンクリート(場所打擁壁) 18-8-40(高炉)W/C=60%以下，一般養生，圧送管延長無し，小型車加算無し					施工P 第 2 号
	m3	162.6			
型枠 木製型枠，鉄筋・無筋構造物					施工P 第 3 号
	m ²	196.2			
塩ビ管 VU100×114×3.1mm					
	m	48.8			
目地板 30m2未満，瀝青繊維質目地板t=10					施工P 第 4 号
	m ²	15			
キャットウォーク					単価表 第 16 号
	m	72			
コンクリート 別紙、施工単価条件一覧表(明細表 第9号-006)参照					施工P 第 5 号
	m3	2.8			
型枠 木製型枠，鉄筋・無筋構造物					施工P 第 3 号
	m ²	11.9			
1 式 当り					

単価表 第 1号

バックホウ掘削

単価表

(100)

金額：

内容：地山：掘削，10000m3未満，制限なし：0.60m3，礫質土，障害なし，排出ガス対策型

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
バックホウ運転：山積0.80m3(平積0.60m3) 排出ガス対策型(第3次)	日	0.44			単価表 第 2 号
諸雑費	式	1			
	(	100	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)
*** 施工条件 *** 作業種別 : 地山：掘削 施工量 : 10000m3未満					
制限の有無 : 制限なし：0.60m3 土質区分 : 礫質土 現場条件 : 障害なし					
排出ガス対策型の指定 : 排出ガス対策型					

単価表 第 2号

バックホー運転：山積0.80m3(平積0.60m3)

単価表

(1)

金額：

内容：排出ガス対策型(第3次)

1 日 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
運転手(特殊)	人	1.00			
軽油 一般用 バックホー給油	リットル	94			
バックホー[クローラ型・標準型・超低騒音型] バックホー容量0.8m3 排出ガス対策型(第3次)	供用日	1.42			
諸雑費	式	1			
	(	1	日 当り		)
*** 施工条件 *** 排出ガス対策型の指定 : 排出ガス対策型(第3次) 岩石割増 : 岩石割増なし					

単価表 第 3号		バックホウ掘削		単価表		(100)
金額：		内容：ルース：積込，10000m3未満，制限なし：0.60m3，礫質土，障害なし，排出ガス対策型		1 m3 当り		
名称・規格・条件		単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
バックホウ運転：山積0.80m3(平積0.60m3) 排出ガス対策型(第3次)		日	0.47			単価表 第 2 号
諸雑費		式	1			
		(	100	m3 当り		)
		(	1	m3 当り		)
*** 施工条件 ***						
作業種別		：ルース：積込				
施工量		：10000m3未満				
制限の有無		：制限なし：0.60m3				
土質区分		：礫質土				
現場条件		：障害なし				
排出ガス対策型の指定		：排出ガス対策型				

単価表 第 5号 ダンプトラック運搬 単価表 (11.400) 金額 : 内容 : 10t , 礫質土 , L=2.009 km, DID区間率30%未満 , 制限なし:0.60m3積込 , タイヤ損耗条件;良好 1 m3 当り					
名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ダンプトラック運転 10t , タイヤ損耗条件;良好	時間	1			運転単価表
諸雑費	式	1			
	(	11.4	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)
*** 施工条件 *** 機種 : 10t 土質 : 礫質土					
運搬距離(実数入力) : L=2.009 km 運搬状況 : DID区間率30%未満 積込機種規格 : 制限なし:0.60m3積込					
タイヤ損耗条件 : タイヤ損耗条件;良好 土量換算係数 : 標準(f=1.0)					

単価表 第 6号

ブルドーザ 敷均し締固め

単価表

(25)

金額：

内容：11t級，路床：D=0. 2m，普通，排出ガス対策型

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ブルドーザ〔普通〕 通称11t級 排出ガス対策型(第2次)	時間	1			運転単価表
普通作業員	人	0. 08			敷均し補助
諸雑費	式	1			
	(	25	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)
*** 施工条件 *** 機種 : 11t級 工種 : 路床：D=0. 2m					
作業効率 : 普通 岩石割増 : 岩石割増:無 排出ガス対策型の指定 : 排出ガス対策型					

単価表 第 7号 人力盛土(埋戻し) 単価表 (10)					
金額： 内容：礫質土 1 m3 当り					
名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員	人	2.4			
諸雑費	式	1			
	(	10	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)
*** 施工条件 *** 土質 : 礫質土					

単価表 第 8号

振動ロー締固め

単価表

(100)

金額：

内容：搭乗式・コンバイント式(3～4t) , 路床

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
振動ロー運転(搭乗式・コンバイント型)締固	日	1.28			運転単価表
諸雑費	式	1			
	(	100	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)
*** 施工条件 *** 機種 : 搭乗式・コンバイント式(3～4t) 工種 : 路床					

単価表 第 9号

振動ロー締固め

単価表

(100)

金額：

内容：搭乗式・コンバイント式(3～4t) , 路体・築堤

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
振動ロー運転(搭乗式・コンバイント型)締固	日	1.16			運転単価表
諸雑費	式	1			
	(	100	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)
*** 施工条件 *** 機種 : 搭乗式・コンバイント式(3～4t) 工種 : 路体・築堤					

単価表 第 10号

埋戻し(ハックホ)

単価表

(1)

金額：

内容：制限なし:0.60m3 ,10000m3未満 ,排出ガス対策型(第3次)

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ハックホ掘削 ルース：積込 ,10000m3未満 ,制限なし:0.60m3 ,礫質土 ,障害なし ,排出ガス対策型	m3	1			単価表 第 3 号
普通作業員	人	0.04			
諸雑費	式	1			
	(	1	m3 当り		)
*** 施工条件 ***					
機種 : 制限なし:0.60m3					
施工量 : 10000m3未満					
排出ガス対策型の指定 : 排出ガス対策型(第3次)					

単価表 第 11号

埋戻工B

単価表

(100)

金額：

内容：排出ガス対策型(第2次)

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員	人	1.6			敷均し補助
バックホウ[クローラ型・標準型] バック容量0.8m3 排出ガス対策型(第2次)	時間	2.8			運転単価表
振動ロー運転(埋戻工)	日	0.92			運転単価表
タンバ 締固め	m3	4			単価表 第 12 号
諸雑費	式	1			
	(	100	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)
*** 施工条件 *** 排出ガス対策型の指定 : 排出ガス対策型(第2次)					

単価表 第 12号

ｸﾝﾊﾟ 締固め

単価表

(100)

金額：

内容：

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員	人	3.0			
ｸﾝﾊﾟ 運転(埋戻工)	日	3.0			運転単価表
諸雑費	式	1			
	(	100	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)

単価表 第 13号

埋戻工C

単価表

(100)

金額：

内容：排出ガス対策型(第2次)

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員	人	4			敷均し補助
バックホウ[クローラ型・標準型] バケット容量0.8m3 排出ガス対策型(第2次)	時間	4			運転単価表
振動ロー運転(埋戻工)	日	1.35			運転単価表
タンバ 締固め	m3	10			単価表 第 12 号
諸雑費	式	1			
	(	100	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)
*** 施工条件 *** 排出ガス対策型の指定 : 排出ガス対策型(第2次)					

単価表 第 14号

埋戻工D

単価表

(100)

金額：

内容：排出ガス対策型(第2次)

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員	人	4			敷均し補助
バックホウ[クローラ型・標準型] バケット容量0.45m3 排出ガス対策型(第2次)	時間	6			運転単価表
タンバ 締固め	m3	100			単価表 第 12 号
諸雑費	式	1			
	(	100	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)
*** 施工条件 *** 施工区分 : はねつけ機械の使用が可能な場合 排出ガス対策型の指定 : 排出ガス対策型(第2次)					

単価表 第 15号

バックホ掘削積込(小規模土工)

単価表

(10)

金額：

内容：山積0.28m3(平積0.2m3)，地山の掘削積込，軟岩(I)A，排出ガス対策型(第2次)

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
バックホ運転(小規模土工) 山積0.28m3(平積0.2m3)，排出ガス対策型(第2次)	日	0.34			運転単価表
諸雑費	式	1			
	(	10	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)
*** 施工条件 *** 規格 : 山積0.28m3(平積0.2m3) 作業区分 : 地山の掘削積込					
土質 : 軟岩(I)A 排出ガス対策型の指定 : 排出ガス対策型(第2次)					

単価表 第 16号

キャットウォーク

単価表

(10)

金額：

内容：

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人	0.1			[1]
とび工	人	0.4			[1]
普通作業員	人	0.4			[1]
諸雑費 21 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	10	m 当り		)
	(	1	m 当り		)

単価表 第 17号

現場打側溝

単価表

(10)

金額：

内容：

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
コンクリート 小型構造物，人力打設，18-8-25(20)(高炉)W/C=60%以下，一般養生，現場内小運搬無し，しない<標準>(全ての費用)，小型車加算無し	m ³	0.83			施工P 第 6 号
型枠 一般型枠，小型構造物	m ²	10.40			施工P 第 7 号
諸雑費	式	1			
	(	10	m 当り		)
	(	1	m 当り		)

単価表 第 18号

コンクリート路面工(機械敷設)

単価表

(100)

金額：

内容：厚さt=15cm

1 m² 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人	1.0			[1]
特殊作業員	人	2.1			[1]
普通作業員	人	3.5			[1]
生コンクリート 18-8-40 高炉 W/C=60%以下	m ³	16.2			
バックホ運転：山積0.45m ³ (平積0.35m ³)	日	1.25			単価表 第 19 号
諸雑費 6 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	100	m ² 当り		)
	(	1	m ² 当り		)
*** 施工条件 *** コンクリート舗装厚 : 厚さt=15cm 小型車加算の有無 : 小型車加算無し					

単価表 第 19号

バックホー運転:山積0.45m3(平積0.35m3)

単価表

(1)

金額 :

内容 :

1 日 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
運転手(特殊)	人	1.00			
軽油 一般用 バックホー給油	リットル	58			
バックホー(クレーン機能付)(市場価格) クローラ型 後方超小旋回型 バケット容量0.45m3・2.9t吊	日	1.42			
諸雑費	式	1			
	(	1	日 当り		)

単価表 第 20号

路盤紙敷設

単価表

(100)

金額：

内容：

1 m² 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
路盤紙 クラフト紙系	m ²	115			割増率15%
普通作業員	人	0.4			
諸雑費	式	1			
	(	100	m ² 当り		)
	(	1	m ² 当り		)

単価表 第 21号 溶接金網敷設

単価表

(100)
1 m² 当り

金額： 内容：

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
舗装用金網 D6-150×150 異形棒網	m ²	115			割増率15%
普通作業員	人	2.3			
諸雑費	式	1			
	(	100	m ² 当り		)
	(	1	m ² 当り		)

単価表 第 22号

鉄筋加工組立

単価表

(1,000)

金額：

内容：一般構造物，SD295 D13

1 kg 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人	0.2			[1] 加工
土木一般世話役	人	0.5			[2] 組立
鉄筋工	人	2.3			[1] 加工
鉄筋工	人	3.5			[2] 組立
普通作業員	人	0.2			[1] 加工
普通作業員	人	0.3			[2] 組立
ラフテレンクレーン(市場価格) 油圧伸縮ジブ型 最大吊上能力25t吊 オペレータ付き	日	0.04			加工
ラフテレンクレーン(市場価格) 油圧伸縮ジブ型 最大吊上能力25t吊 オペレータ付き	日	0.11			組立
異形棒鋼 D13 SD295A	t	1.03			
諸雑費 12 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			加工

単価表 第 23号

構造物取壊し工(無筋)(大型ブレーカー)

単価表

(10)

金額：

内容：ブロック，岩石割増；無し，30%，排出ガス対策型(第3次)

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人	0.15			[1]
普通作業員	人	0.24			[1]
大型ブレーカ運転(油圧式600～800kg) 排出ガス対策型(第3次)，岩石割増；無	時間	0.75			[1] 運転単価表
諸雑費 1 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	10	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)
*** 施工条件 *** 構造物の種類 : ブロック 岩石割増 : 岩石割増；無し					
歩掛りの低減率 : 30% 排出ガス対策型の指定 : 排出ガス対策型(第3次)					

単価表 第 24号

構造物取壊し工(無筋)(大型ブレーカー)

単価表

(10)

金額：

内容：コンクリート，岩石割増；無し，50%，排出ガス対策型(第3次)

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人	0.25			[1]
普通作業員	人	0.4			[1]
大型ブレーカー運転(油圧式600～800kg) 排出ガス対策型(第3次)，岩石割増；無	時間	1.25			[1] 運転単価表
諸雑費 1 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	10	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)
*** 施工条件 *** 構造物の種類 : コンクリート 岩石割増 : 岩石割増；無し					
歩掛りの低減率 : 50% 排出ガス対策型の指定 : 排出ガス対策型(第3次)					

単価表 第 25号

バックホ積込

単価表

(18.200)

金額：

内容：バックホ山積0.80m3(平積0.60m3)，排出ガス対策型，処理方法:運搬・搬出による処理

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
バックホ[クローラ型・標準型] バック容量0.8m3 排出ガス対策型(第3次)	時間	1			運転単価表
諸雑費	式	1			
	(	18.2	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)
*** 施工条件 *** 積込機種規格 : バックホ山積0.80m3(平積0.60m3) 排出ガス対策型の指定 : 排出ガス対策型					
処理方法 : 処理方法:運搬・搬出による処理					

単価表 第 27号

積込

単価表

(10)

金額：

内容：

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員	人	0.27			
バックホウ[クローラ型・標準型] バック容量0.45m3 排出ガス対策型(第2次)	時間	3.6			運転単価表
諸雑費	式	1			
	(	10	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)

単価表 第 28号

ダンプトラック運搬(根株等)

単価表

(1)

金額：

内容：10t , L=22.607 km, バックホ0.35m3積込 , タイヤ損耗条件;良好 , DID区間率30%未満

1 台 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ダンプトラック運転 10t , タイヤ損耗条件;良好	台	1			運転単価表
諸雑費	式	1			
	(	1	台 当り		)
*** 施工条件 ***					
機種 : 10t					
運搬距離(実数入力) : L=22.607 km					
積込機種規格 : バックホ0.35m3積込					
タイヤ損耗条件 : タイヤ損耗条件;良好					
運搬状況 : DID区間率30%未満					

施工単価条件一覧表

名称・規格・条件

明細表 第9号-006 コンクリート
無筋・鉄筋構造物 , コンクリートポンプ車打設 , 18-8-40 (高炉) W/C=60%以下 , 10m3/日以上100m3/日未満 , 一般養生 , 圧送管延長無し , しない<標準>(全ての費用) , 小型車加算無し

諸 経 費 計 算 情 報

単価適用年月日	令和 8年10月 1日
単価適用地区	中央西土木事務所 2 地区(中部地区)
工種区分	道路工事
I C T補正（3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理）	補正しない
施工地域・工事場所区分の補正（共通仮設費）	山間僻地及び離島
施工地域・工事場所区分の補正（現場管理費）	山間僻地及び離島
営繕経費控除の有無	控除なし
堤頂20mの補正	補正しない
緊急工事の補正	補正しない
通勤補正の有無	補正しない
前払金支出割合	3 5 %を超える（1.00）
契約保証に係る補正	金銭的保証
契約保証費再計算	再計算しない
工事価格まるめ区分	万円まるめ
現場環境改善費の計上有無	計上しない
熱中症対策の補正有無	補正しない

切盛計画集計表

路線名：道芝大見槍線1号箇所
+0.00～+18.50 L=18.50m

切盛 1 / 7

作業項目		合計	礫質土	礫質ルース	軟岩 I A					m 4	平均距離
総掘削量	CA5	L 231.33	L 26.44	L 184.00	L 20.89						
		C 175.24	C 19.83	C 138.00	C 17.41						
		192.77	22.03	153.33	17.41						
総掘削土量変化率		L 1.2000311									
		C 0.9090626									
飛散後土量	CA5	192.77	22.03	153.33	17.41						
掘削土質率	CA5	1.0000000	0.1142813	0.7954038	0.0903149						
逸散量	CA5	9.64	1.10	7.67	0.87						
流用可能土量	CA5	183.13	20.93	145.66	16.54						
盛土	BS1	L 51.95									
		C 39.35									
		43.29									
	BS3	L 20.89									
		C 15.83									
		17.41									
	BT3	L 3.94									
		C 2.98									
		3.28									
	BU	L 12.29									
		C 9.31									
		10.24									
	BU1	L 148.14									
		C 112.22									
		123.45									
	BU2	L 8.16									
		C 6.18									
		6.80									
	BU3	L 0.56									
		C 0.43									
		0.47									
	計	L 245.93									
		C 186.30									
		204.94									
同測点内流用盛土	CA5	L 219.76	L 25.12	L 174.79	L 19.85						
		183.13	20.93	145.66	16.54						
採取場所1	運搬を伴う掘削積込(ダンプ)	L 26.17		L 26.17							
		21.81		21.81					43822	2009.26	
採取土量合計	運搬を伴う掘削積込(ダンプ)	L 26.17		L 26.17							

L：ほぐした土量， C：締固め後の土量

路線名：道芝大見檜線1号箇所
+0.00～+18.50 L=18.50m

切盛計画集計表

切盛 2 / 7

[illegible]

L : ほぐした土量, C : 締固め後の土量

切取数量計算表

工種 : CA5

路線名 : 道芝大見槍線1号箇所

切取 3 / 7

測点名 〈流用区間距離〉	(修正距離) 単距離	土砂断面積 岩断面積	土砂平均断面積 岩平均断面積	土加減 岩加減	土砂立積 岩立積	飛散量 飛散後立積	逸散量 逸散後立積	現場捨土	〈小計〉 流用可能立積	礫質土	礫質 ^{ルース}	軟岩 I A				
+0.00		0.00 0.00														
+0.40	0.40	5.30 4.70	2.65 2.35		1.06 0.94	2.00	0.10 1.90		1.90	1.06		0.94				
+6.50	6.10	0.10 0.00	2.70 2.35		16.47 14.34	30.81	1.54 29.27		29.27	16.47		14.34				
+10.00	3.50	0.50 0.00	0.30	153.83	154.88	154.88	7.74 147.14		147.14	1.55	153.33					
+15.00	5.00	0.40 0.50	0.45 0.25		2.25 1.25	3.50	0.18 3.32		3.32	2.25		1.25				
+18.50 〈18.50〉	3.50	0.00 0.00	0.20 0.25		0.70 0.88	1.58	0.08 1.50		〈183.13〉 1.50	0.70		0.88				
合計	18.50			153.83	175.36 17.41	192.77	9.64 183.13		183.13	22.03	153.33	17.41				

盛土数量計算表

路線名：道芝大見槍線1号箇所

盛土 4 / 7

測点名 〈流用区間距離〉	単距離	BS1					BS3					BT3				
		修正距離	断面積	平均	加減	立積	修正距離	断面積	平均	加減	立積	修正距離	断面積	平均	加減	立積
+0.00			0.00					0.00					0.00			
+0.40	0.40		0.00					1.60	0.80		0.32		0.00			
+6.50	6.10		4.30	2.15		13.12		0.00	0.80		4.88		0.00			
+10.00	3.50		4.40	4.35		15.23		0.00					0.00			
+15.00	5.00		0.00	2.20		11.00		2.50	1.25		6.25		0.70	0.35		1.75
+18.50	3.50		0.00			39.35		0.00	1.25		15.83		0.00	0.35		2.98
〈18.50〉																
合計	18.50					39.35					15.83					2.98

盛土数量計算表

路線名：道芝大見槍線1号箇所

盛土 5 / 7

測点名 ＜流用区間距離＞	単距離	BU					BU1					BU2				
		修正距離	断面積	平均	加減	立積	修正距離	断面積	平均	加減	立積	修正距離	断面積	平均	加減	立積
+0.00			0.00					0.00					0.00			
+0.40	0.40		0.80	0.40		0.16		0.00					1.90	0.95		0.38
+6.50	6.10		0.60	0.70		4.27		12.40	6.20		37.82		0.00	0.95		5.80
+10.00	3.50		0.60	0.60		2.10		12.40	12.40		43.40		0.00			
+15.00	5.00		0.30	0.45		2.25		0.00	6.20		31.00		0.00			
+18.50	＜18.50＞		0.00	0.15		＜9.31＞					＜112.22＞					＜6.18＞
	3.50		0.00	0.15		0.53		0.00					0.00			
合計	18.50					9.31					112.22					6.18

盛土流用計画表

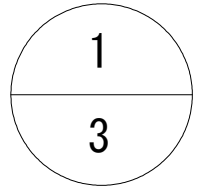
路線名 : 道芝大見槍線1号箇所

流用 7 / 7

[illegible]

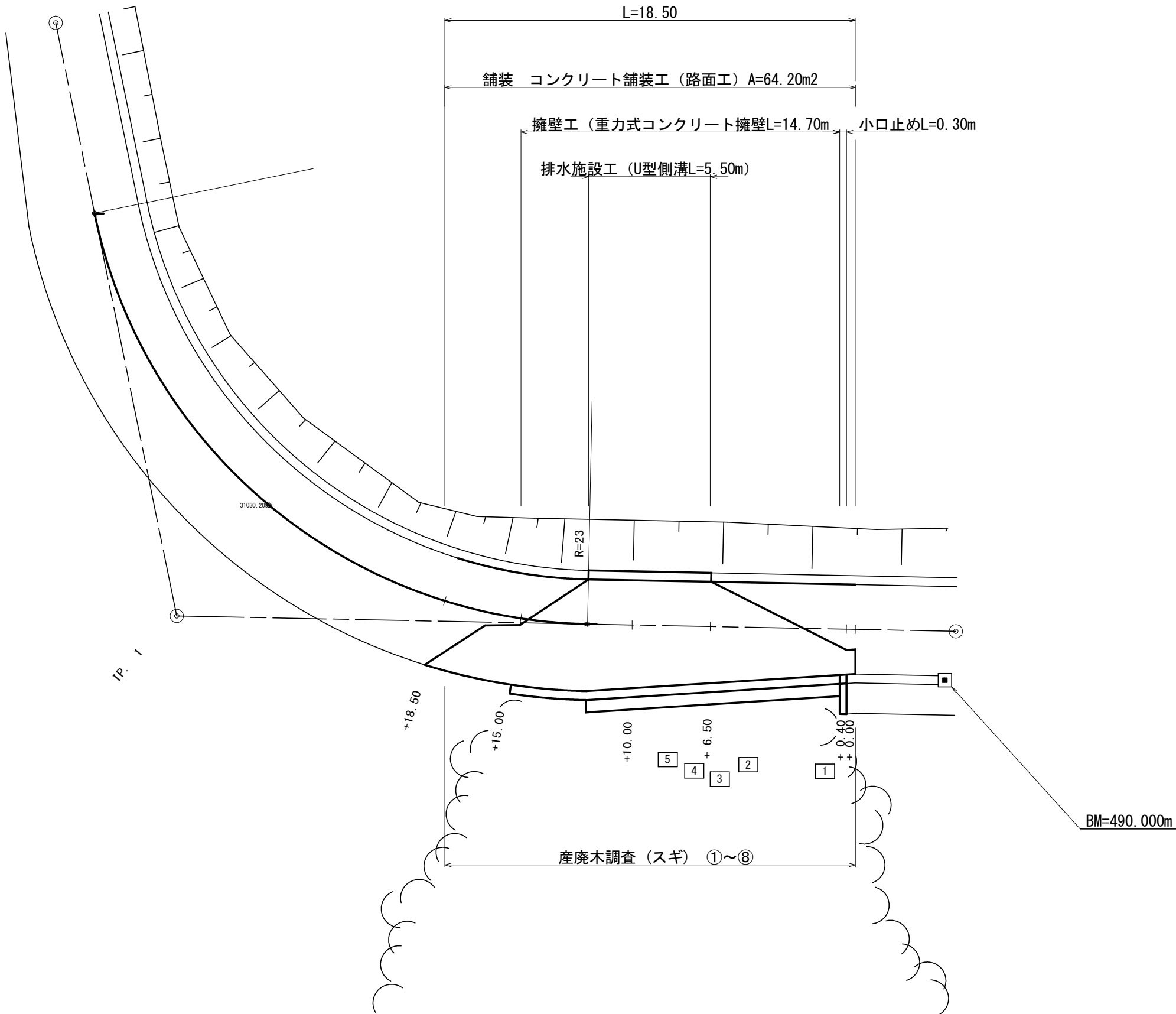
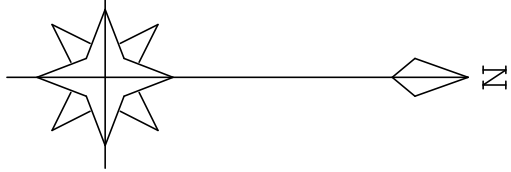
C: 締固め後の土量

路線名	道芝木見橋 1号箇所		線事業名	林道災害復旧事業		
林道区分	その他	級別区分	2級	設計速度	20km/h	
年度	令和8年度	施行主体	仁淀川町			
名称	平面・縦断図		1	葉中	1	番
施行地	高知県吾川郡仁淀川町別枝					
縮尺	図示	審査者		設計者		
会社名	一般社団法人 高知県山林協会					

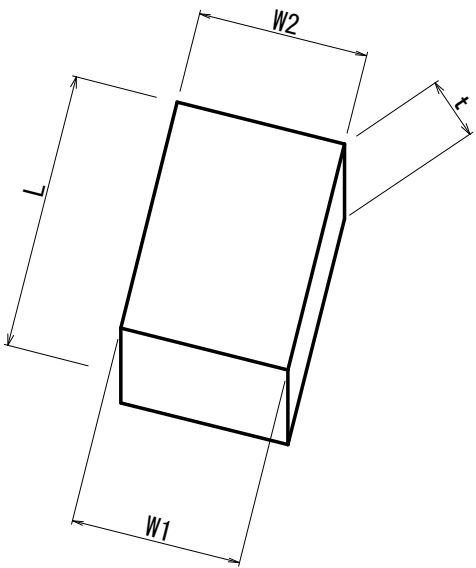


平面図 S=1:200

実施



曲 線 数 値 表												
I P	A	I A		R	T L	S L	C L	C L/2	I P-L	w	I	摘 要
		L	R									
I P 1	257-20		77-20	23.0	18.40	6.46	31.00	15.50	(34.915) 34.90	1.00	12.00	外側
									(27.165) 27.10			



路面工産廃数量 一覧表

番号	区分	w1	w2	L	面積
①	路面工	1.00	1.00	2.30	2.30
③	路面工	3.00	1.40	2.00	4.40
④	路面工	1.70	2.00	2.50	4.63
⑤	路面工	2.00	1.00	2.30	3.45
合計					14.78

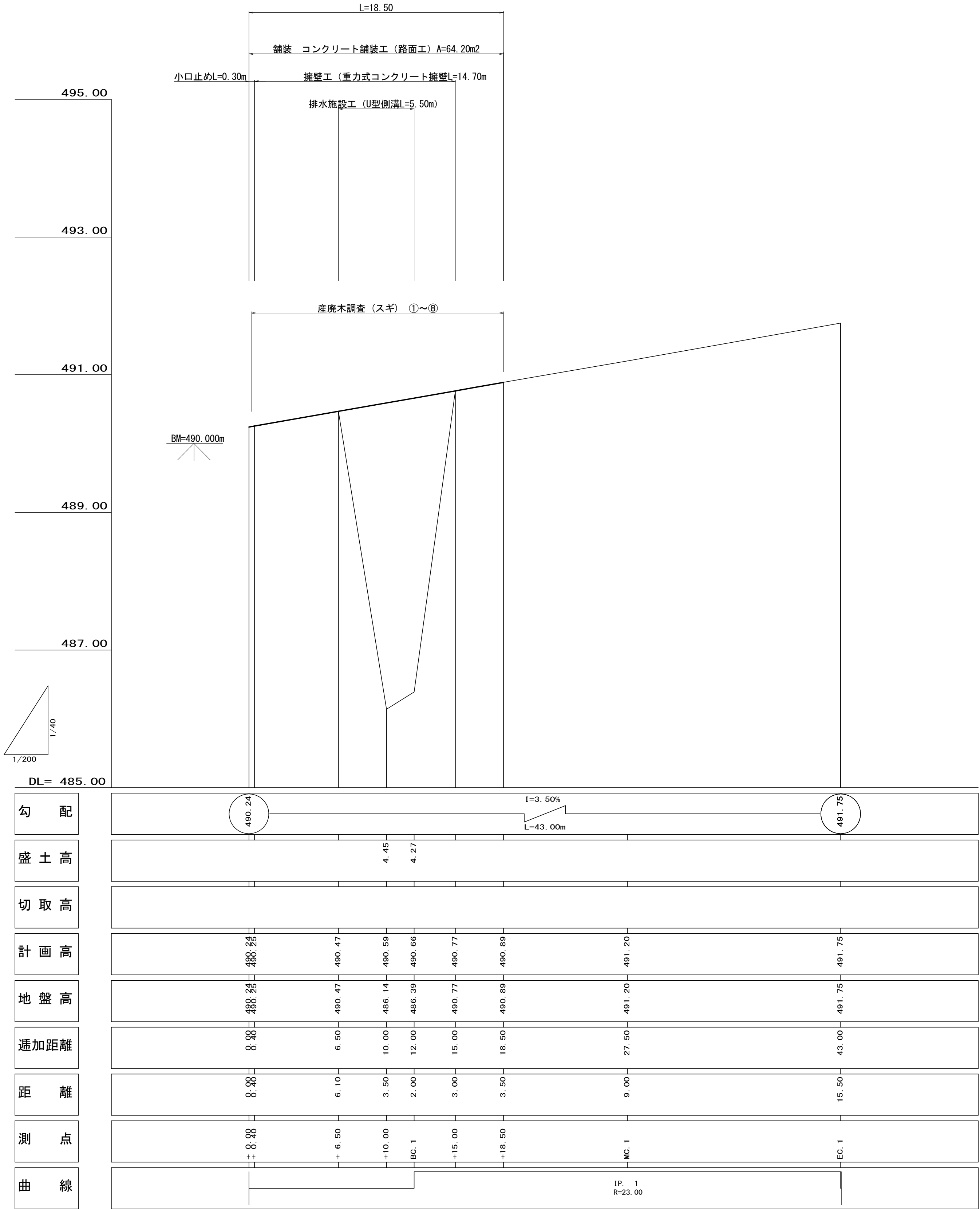
ブロック積工数量 一覧表

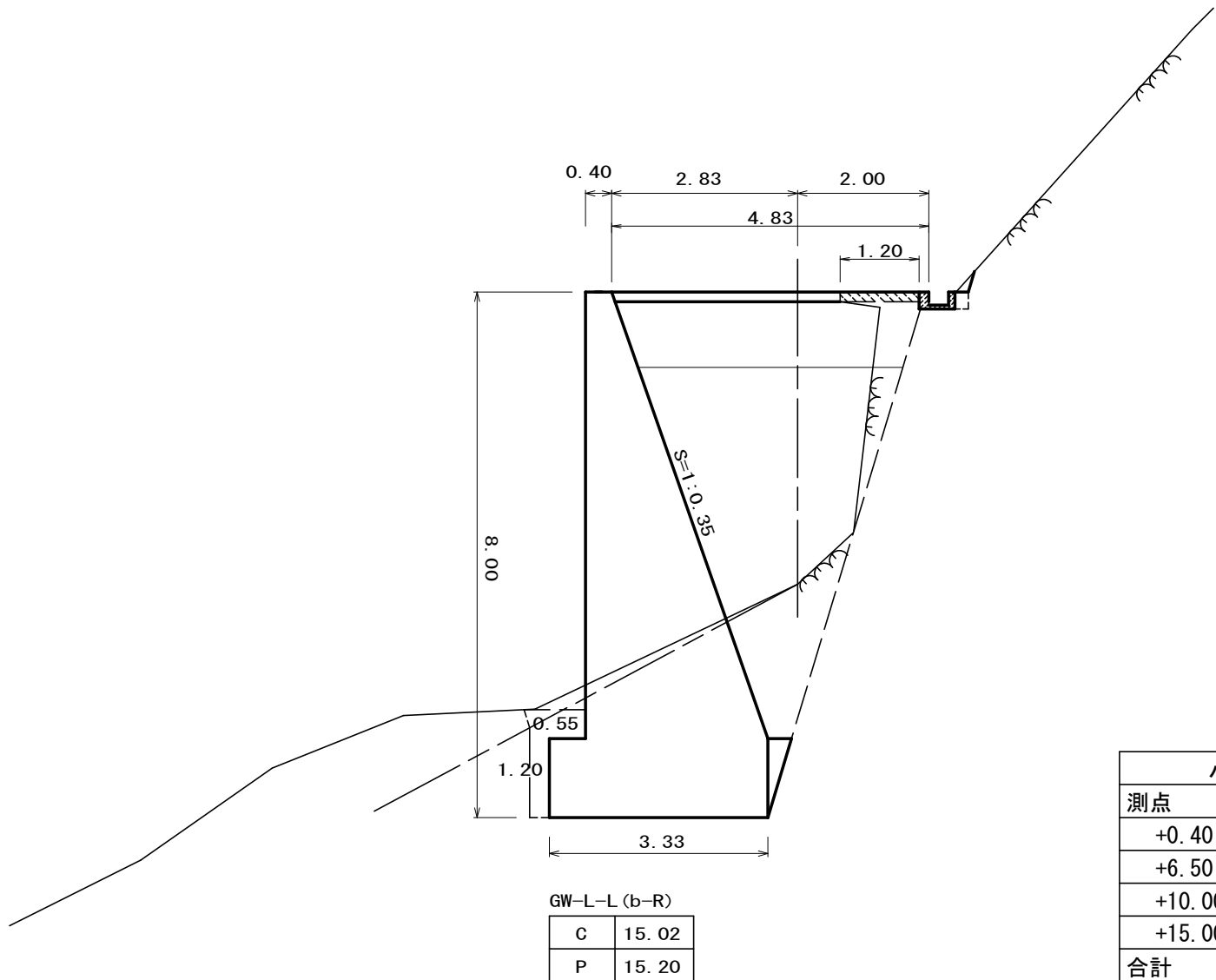
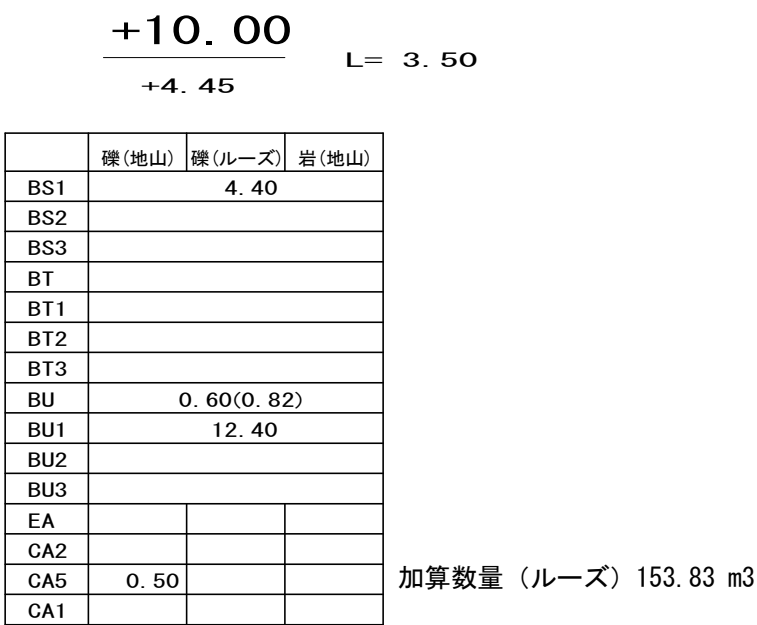
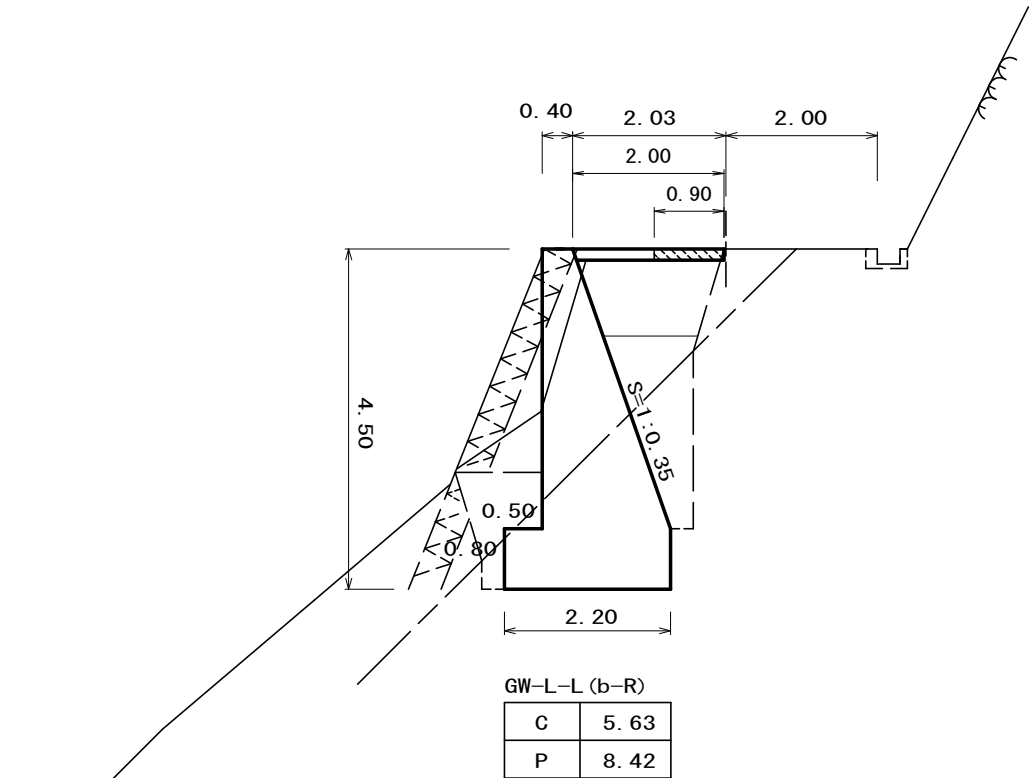
番号	区分	w1	w2	L	t	体積
②	ブロック積	3.30	3.30	5.50	0.35	6.35
合計						6.35

産廃木調査 一覧表

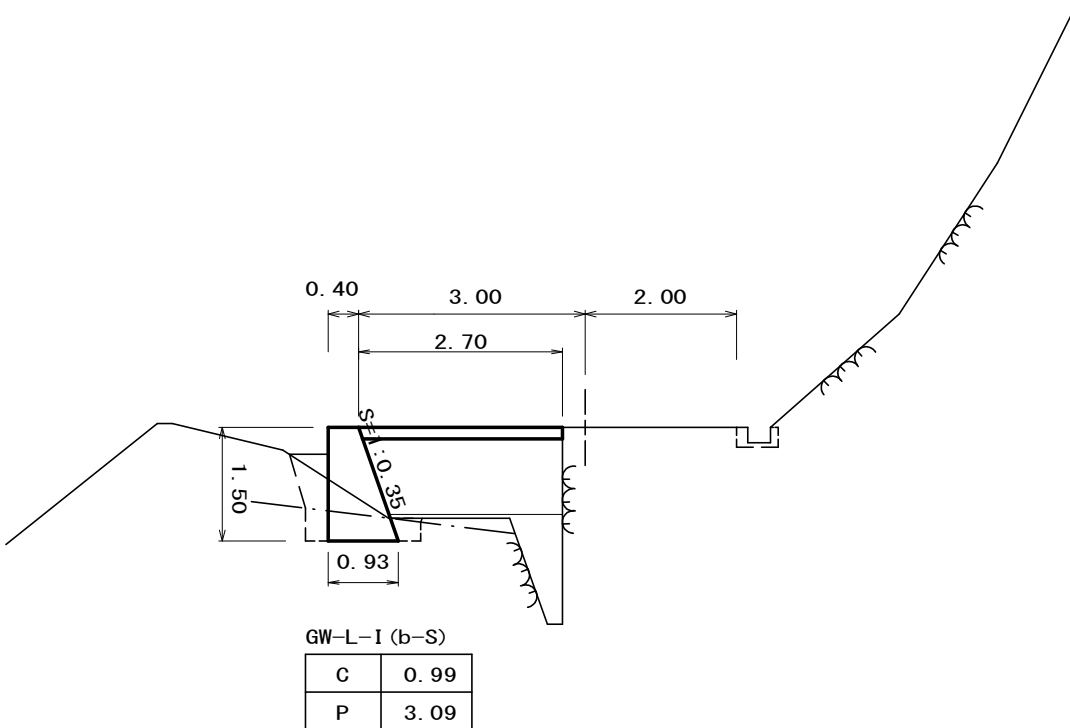
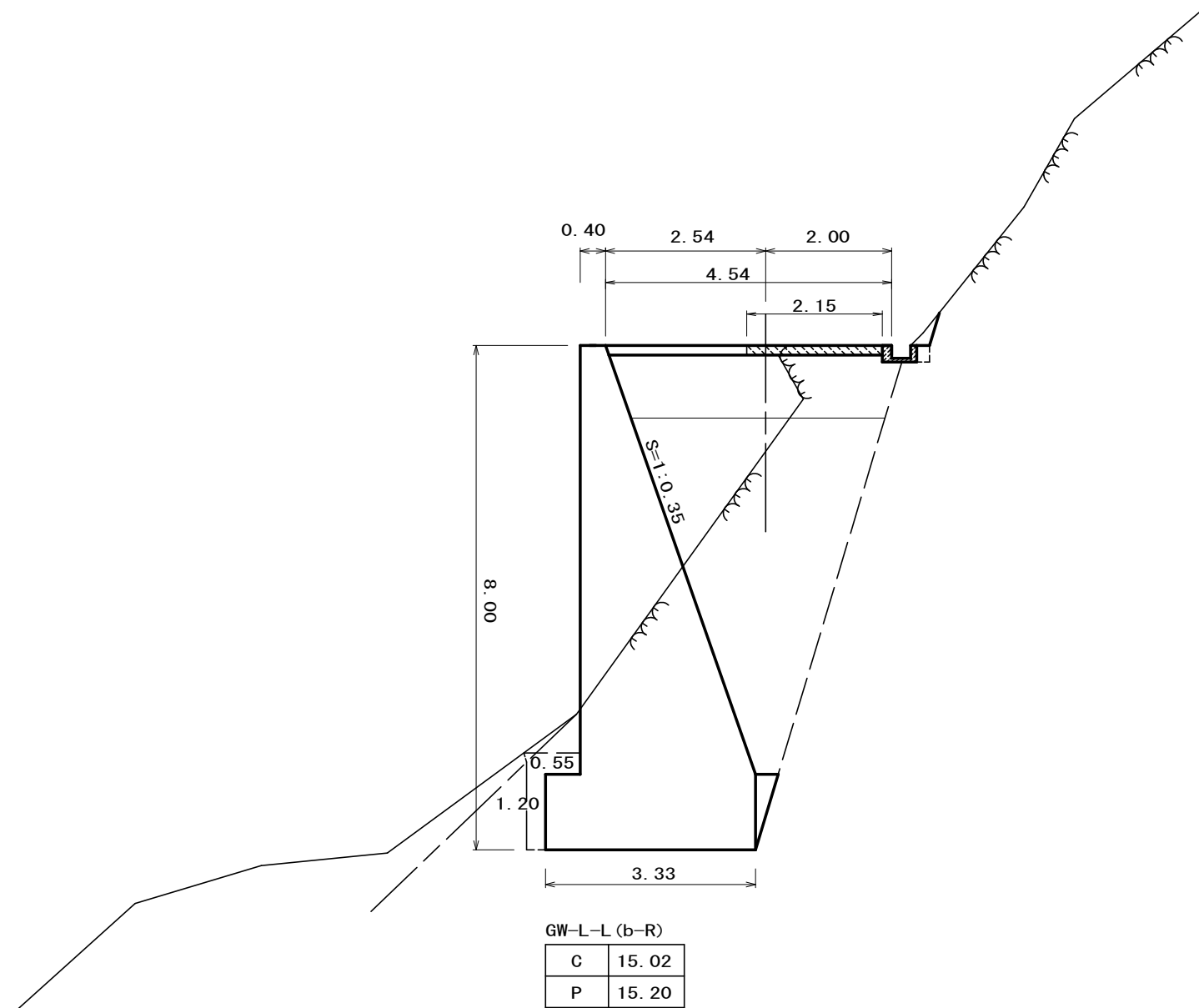
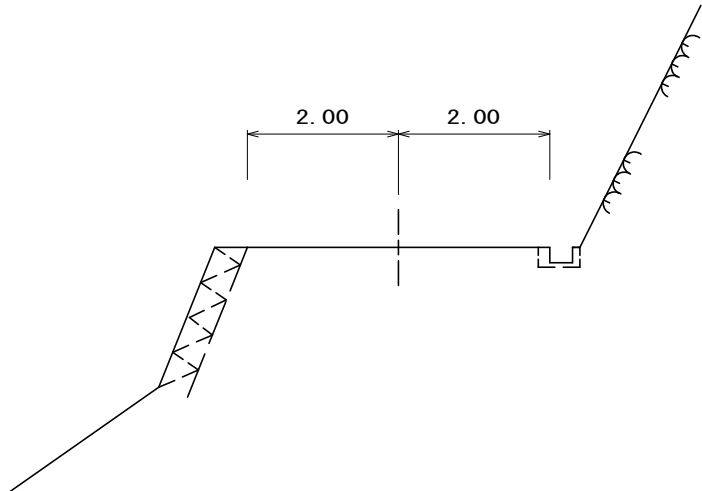
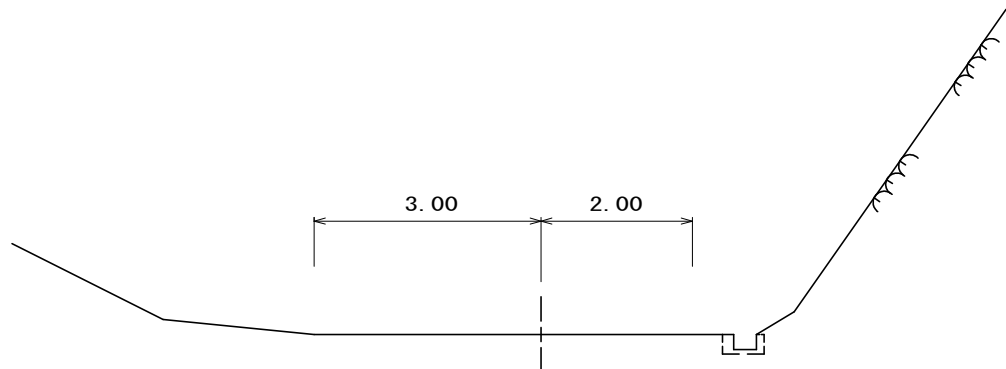
区分	樹種	胸高直径 (cm)	備考
①	スギ	30	枝葉
②	スギ	41	枝葉
③	スギ	26	枝葉
④	スギ	29	枝葉
⑤	スギ	38	枝葉
⑥	スギ	24	枝葉
⑦	スギ	17	枝葉
⑧	スギ	33	枝葉

縦断図 V=1:200 H=1:40





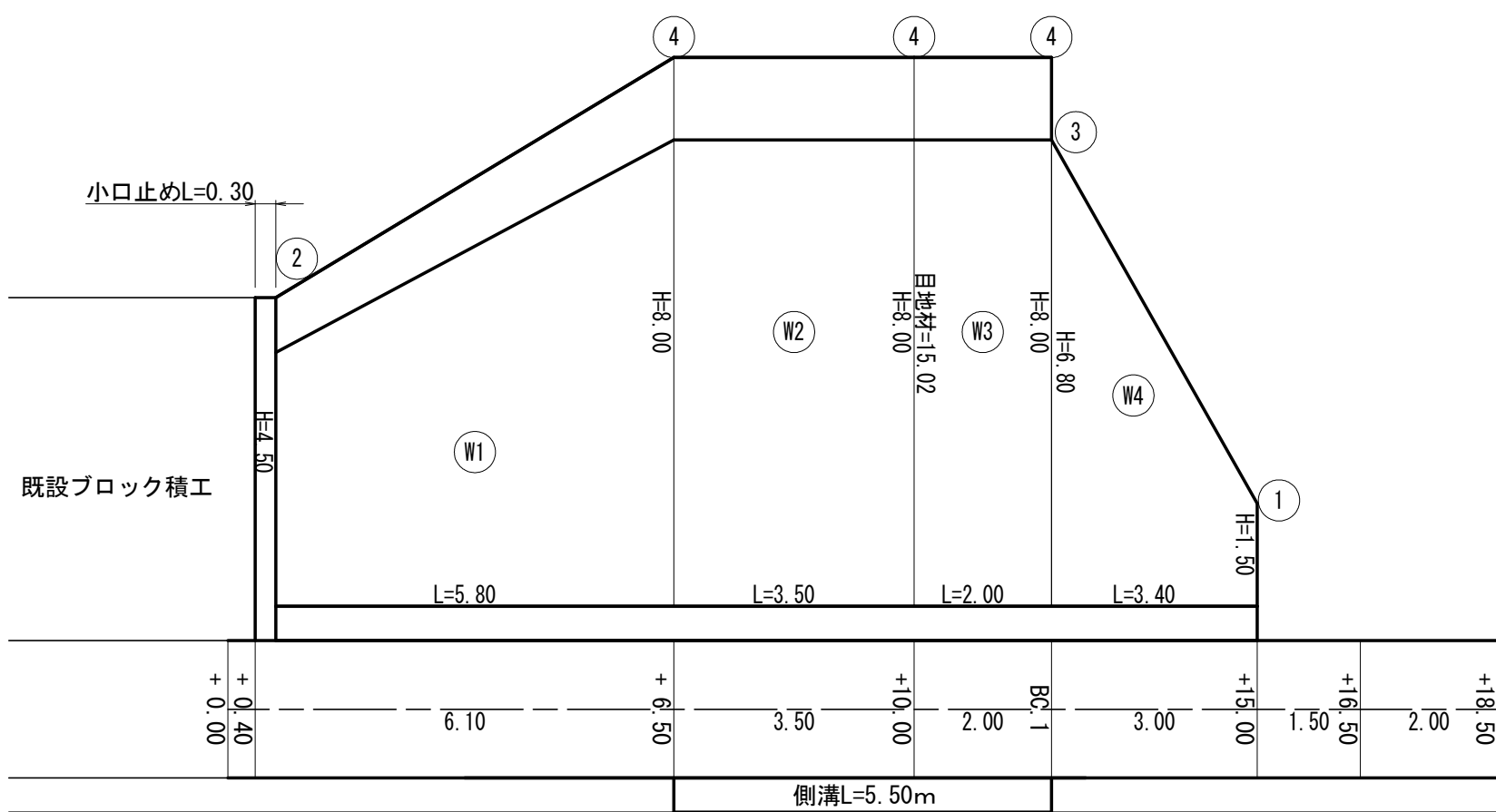
バックホー0.2m3 CA5 (岩) 数量集計表				
測点	断面	平均	延長	体積
+0.40	0.00			
+6.50	21.60	10.80	6.10	65.88
+10.00	11.80	16.70	3.50	58.45
+15.00	0.00	5.90	5.00	29.50
合計				153.83



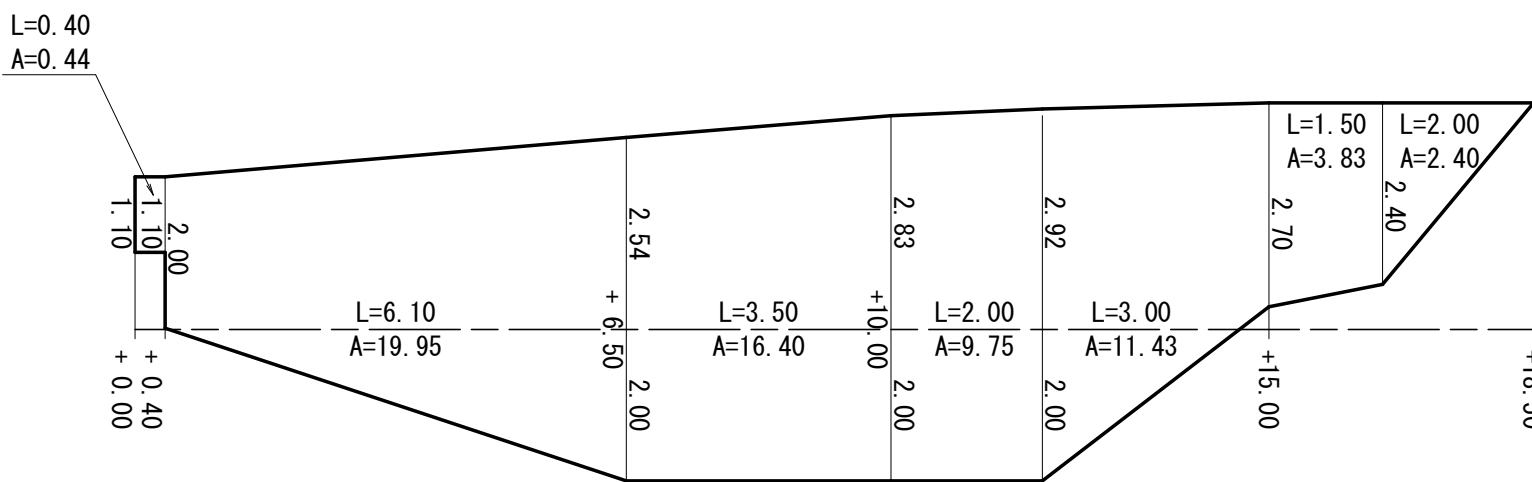
実施

路線名	道芝大見橋 1号箇所		線 業 事 業 名	林道災害復旧事業		
林道区分	その他	級別区分	2級	設計速度	20 km/h	
年 度	令和8 年度	施行主体	仁淀川町			
名 称	横 断 図 1 業 中 1 番					
施 行 地	高知県吾川郡仁淀川町別枝					
縮 尺	1/100	審 査 者	設 計 者			
会 社 名	一般社団法人 高知県山林協会					

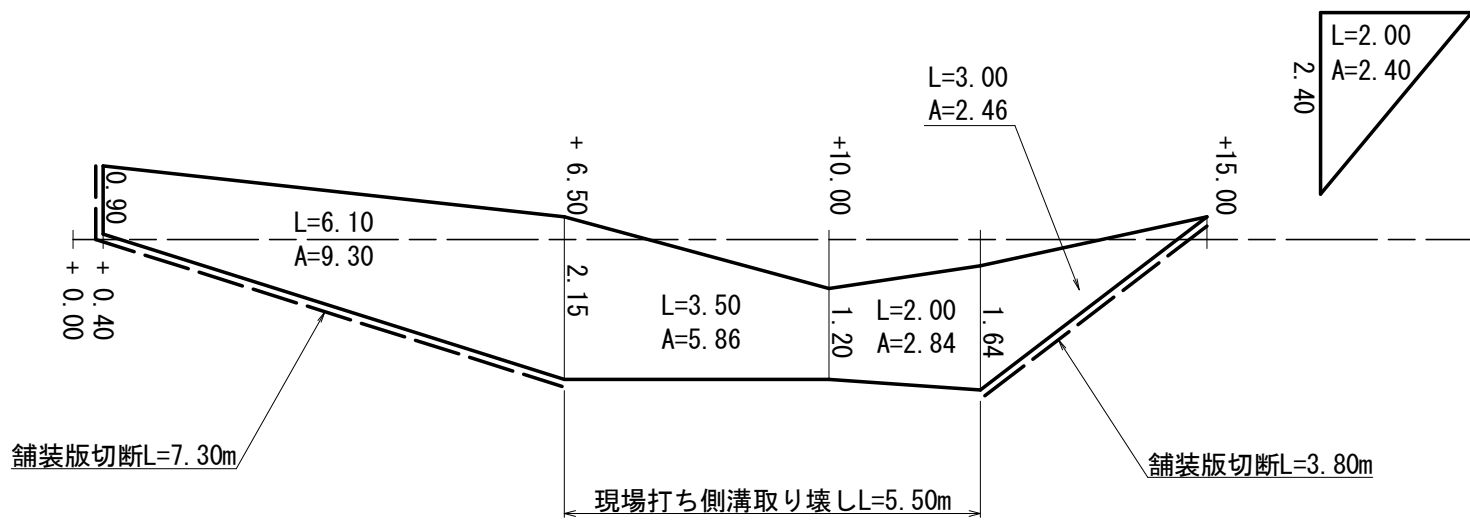
展開図



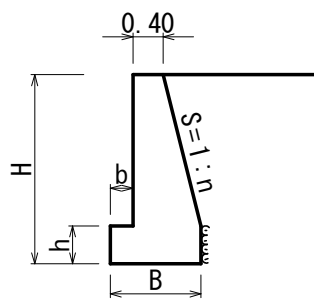
路面工展開図



路面工取り壊し展開図



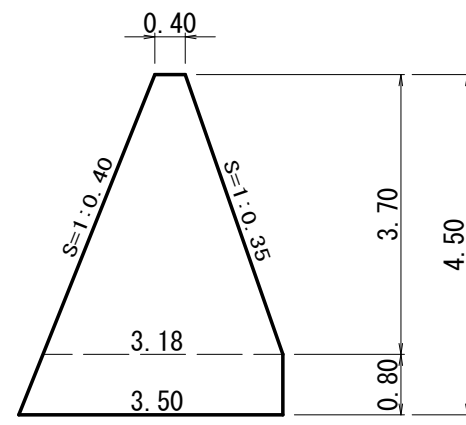
GW-L-L (b-R)



区分	H	n	b	h	B	C	P	基面整正
1	1.50	0.35	0.00	0.00	0.93	0.99	3.09	0.93
2	4.50	0.35	0.50	0.80	2.20	5.63	8.42	2.20
3	6.80	0.35	0.00	0.00	2.78	10.81	14.00	2.78
4	8.00	0.35	0.55	1.20	3.33	15.02	15.20	3.33

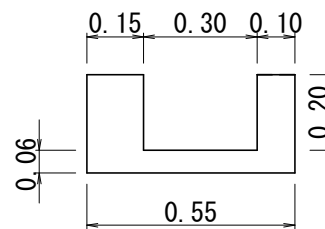
区分	C	P	基面整正
W1	59.89	68.50	16.04
W2	52.57	53.20	11.66
W3	30.04	30.40	6.66
W4	20.06	29.05	6.31
合計	162.56	181.15	40.67

小口止め



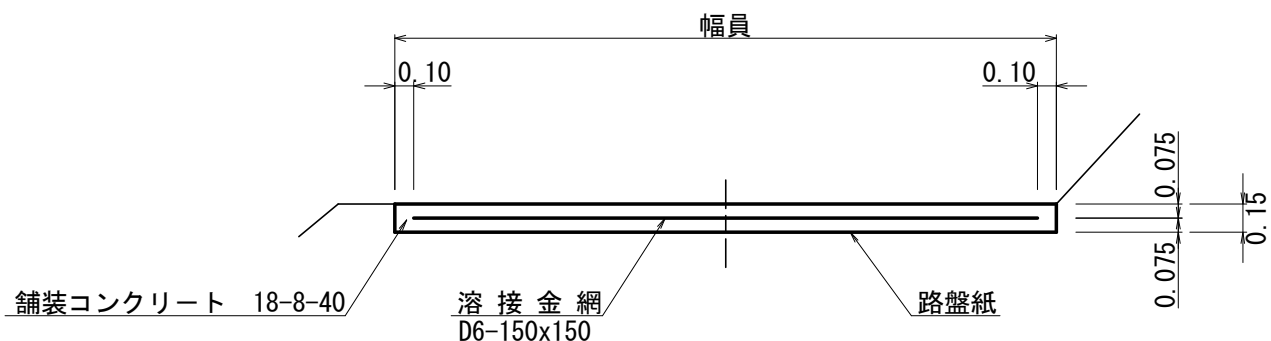
C	2.78
P	11.91
基面整正	1.05

側溝構造図 S=1:20



	10m当たり
コンクリート	18-8-25 0.83 m3
型枠	小型構造物 10.40 m2
基面整正	5.50 m2

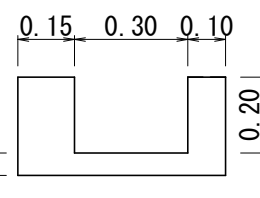
コンクリート路面工標準図



数量集計表

工種	区分	規格	数量	単位	摘要
擁壁工	コンクリート	18-8-40	162.56	m3	
	型枠	無筋構造物	181.15	m2	
	止型枠	無筋構造物	15.02	m2	
	水抜き	φ=100	48.77	m	162.56x0.3
	目地材	t=10mm	15.02	m2	
	足場	キャットウォーク	72.00	m	181.15x0.4
	基面整正		40.67	m2	
小口止め	コンクリート	18-8-40	2.78	m3	
	型枠	無筋構造物	11.91	m2	
	基面整正		1.05	m2	
排水施設工 (側溝)	現場打側溝	小型構造物	5.50	m	
	基面整正		3.03	m2	5.50x5.50/10
防護施設工	補強筋	D13	57.96	kg	8.28x7
	円形型枠	175x3.5	2.80	m	0.40x7
	路面工	18-8-40 (t=15cm)	64.20	m2	
舗装工	溶接金網	D6-150x150	60.61	m2	
	路盤紙		64.20	m2	
	コンクリート	無筋	37.64	m2	路面工 22.86+14.78 (平面図参照)
	コンクリート	無筋	6.35	m3	ブロック積工 (平面図参照)
取壊し工	コンクリート	無筋	11.10	m	
	コンクリート	無筋	12.46	m3	
	木くず	枝葉	2.01	t	支障木調査票参照

現場打ち側溝標準図 S=1:20



	10m当たり
コンクリート	無筋 0.83 m3
型枠	小型構造物 10.40 m2

区分	規格	数量
路面工 (無筋コンクリート)	t=15 cm	22.86 m2
舗装版切断		11.10 m
側溝 (無筋コンクリート)		0.46 m3

② D13 × 1.490 × 1
D13 × 1.490 × 1

③ D13 × 1.250 × 2

④ D13 × 1.420 × 2

(一節相当りた)

記号	径 mm	長さ m	本数	単位質量 Kg/m	一本当り 質量Kg	質量 Kg
①	D13	1.490	1	0.995	1.483	1.483
②	D13	1.490	1	0.995	1.483	1.483
③	D13	1.250	2	0.995	1.244	2.488
④	D13	1.420	2	0.995	1.413	2.826

〔 30295 〕

紙製円形型枠 (175 x 3.5)

0.40m

実施

路線名	道芝大見橋 1号箇所	線業名	林道災害復旧事業
林道区分	その他	級別区分	2級
年度	令和8年度	施行主体	仁淀川町
名称	展開図	1	業中
施行地	高知県香川郡仁淀川町別枝		
縮尺	1/100	審査者	設計者
会社名	一般社団法人 高知県山林協会		